

## 沮水しよすい

(二) 沮水 (三) は北地郡の直路県に出て、東に向かい馮翊郡ひょうよくの葭梁縣たいうの北を過ぎ、東に向かい洛水に入る。

趙は「沮」を「澮」に改め、以下も同じであるが(次のように)いう。古本『水経』の澮水きすいは、今、俗では誤って「沮」と作っている。『史記』索隠には「沮水は、『地理志』には文がない。しかし『水経』には澮水は北地郡直路県を出て、東に向かい馮翊郡葭梁縣を過ぎて洛に入る、としている」とある(三)。「説文」では「澮水は北地郡直路県の西に出て、東に向かつて洛水に入る。水に従い、盧きの聲、側加の反切である(四)」「沮水は漢中郡房陵県に出て東に向かい長江に入る。水に従い、且きの聲、子余の反切である」という(五)。今は北地郡の「澮」と漢中郡の「沮」とはことさらに分別されていない。小司馬(司馬貞)の引用するところを考えると、唐の時の『水経』の善本を見ていたようで、許氏の『字説(説文)』と合致する(六)。

楊・(『尚書』)禹貢は「沮」と作り、『漢志』もまた「沮」と作っていて、『説文』だけが「澮」と作るのは、おそらく「沮」字が使用された期間が長くなっていて、それでこの『水経』も『注』もそれによつたのだろう。また濟(濟)水のごときは『説文』(七)は「洙せ」と作るのに、『注』ではなお「濟(濟)」と作っている。索隠はおそ

らく『説文』によつて、「沮」を改めて「瀘」と作ったのであつて、唐の時の『水経』が「瀘」と作っていたからではないだろう。

熊・『経』には「沮水は東に向かい襍栩県の北を過ぎ、東に向かい洛に入る」という。そして『注』では「襍栩県故城の西を過ぎ（八）」とあり、（またさらに）下では「鄭渠に従つて」「東北に向かい洛水に入る（九）」というが、これは襍栩県の南を過ぎることであるのに、『注』は（北を過ぎるといふ）『経』の誤りに反論していない。（これによつて）『経』は「県の南」と作つていたはずであるとわかる。書写伝承の過程で「南」を「北」と誤つていたのであり、「北」ではない。

(一) 江蘇本は上に一字あげておらず、『注』の扱いとなつてゐるが、『水経』の文である。

(二) 沮水は現在の沮河、一名石川河せきせんである。

(三) 『史記』夏本紀「漆、沮既從、澧水所同」の索隱に「漆、沮二水、漆水出右扶風漆県西、沮水地理志無文、而水経以瀘水出北地直路県、東過馮翊襍栩県入洛」とある。

(四) 『説文』卷一一上・水部に「瀘、水。出北地直路西、東入洛。従水盧声、側加切」とある。

(五) 『説文』卷一一上・水部に「沮、水。出漢中房陵、東入江。従水且声、子余切」とある。

(六) 以上の文は趙一清の『水経注釈』卷一六にみえる。

(七) 『説文』卷一上・水部に「沈、水。出河東東垣王屋山、東為沛。従水允声、以転切」とあり、卷七『済水注』には「済(済)水」の疏文に「守敬按、摠説文当作沛。但秦、漢以上經典多作済、相承已久、故水経及注並作済」とある。

(八) 六〇三頁参照。

(九) 六三四頁と六四一頁参照。

『尚書』禹貢、太史公の(『史記』)禹本紀には「禹の治水の結果)渭水を導水して東北へ向かつて涇(水)に到らせ、また(渭水は)東に向かつて漆(水)・沮(水)を過ぎて黄河に入る」という(一)。

楊…この二六字は各本では漆水篇の「北から南に流れるということであろう(二)」の下にまちがって入るが、今、ここに移す。朱は「過」を誤って「逕」と作り、戴は「過」に改める。「河」を誤って「洛」と作るが、黄省曾本、呉琯本ではもともと「河」と作っている。これは涇東の漆沮水である。酈道元は『尚書』と『史記』夏本紀の文を合わせて一文としていて、禹本紀と呼んでいるのは夏本紀である。

『漢志』は「沮水是直路県の西に出て、東に向かつて洛水に入る」という(三)。  
朱は「直路」を誤って「畿県」とし、戴は改めている。

楊・今本『漢志』では「沮水是東に出て、西に向かつて洛水に入る」と作る。王念孫は(四)、「洛水是沮水の東にあり、西に向かつて洛水に入ることではできない。『説文』では、澶水是北地郡直路県の西に出て、東に向かつて洛水に入る、という(五)。「水経」でもまた、東に向かつて洛水に入る(六)とあるから、『漢志』がもともと西に出て東に向かつて洛水に入る」に作っていたことは明らかである」という。まさに『説文』『水経』に拠って『漢志』の誤りを訂正すべきである。『禹貢』をみると、漆水・沮水はもともと渭水に入るのであって、洛水には入らないが、鄭国が沮水を引いて鄭渠の道に従って流れるようにさせてからは、遂に渭水に入らずに洛水に入るようになった。胡渭は『漢志』で沮水が洛水に入るとするのは、鄭渠が既に開かれた後のことに拠ってこのようにしている」といい(七)、その説は正しい。

孔安国は「漆沮は、一つの川の名であり、また洛水ともいい、馮翊の北に出る」という(八)。

楊・この一八字は、各本では「漆水篇」の「周太王は邠ひんを去り(九)」の上にまちがって入れているが、今ここに移す。朱は「一」を「二」としているが、戴は改める。『史記』夏本紀の索隱には「説文』が漆・沮をそれぞれ水としていて、孔安国だけが一つとみなしている」という(一〇)。これは司馬貞が見た『尚書』孔伝がもととして「二」としていて(一一)、後の人が『詩経』毛伝に拠って(一二)これを改めたのである。『渭水注』では「洛水がこれに入り、鬪駟は漆沮の水と考えている」としている(一三)。漆水・沮水はもとより洛水ではなくて、沮水が鄭渠の道に従って、下流で洛水に入ることから、それで(孔安国は)洛水を漆沮にあてているのである。

これは『尚書』禹貢、夏本紀の説に符合する。

楊…この八字は各本が漆水篇の『詩経』の「岐山の麓に至った」（五六五頁）とある下にまちがって入れている。『毛詩』をみると、これは涇西の漆沮をいうのであり（二四）、『禹貢』や夏本紀と何の関わりがあるうか。今、ここに移す。昔は涇東の漆沮があり、これは「禹貢」にみえ、涇西の漆沮があつて、これは『毛詩』にみえ、本来は混淆していなかった。後世に、涇東の漆沮は、鄭国が沮水を引いて鄭渠の道に従わせてから、洛水と混淆するようになり、涇西の漆水の故跡はすでに埋もれてしまったことを考えないのである。鄭道元は『漢志』『説文』等の書を引用しているのだが、実際にその地域を指摘することはできていない。異説を整理せずに載せ、はつきりしていない。それに加えて錯簡もあるので、とうとう孔穎達（二五）、司馬貞（二六）、程大昌（二七）、王応麟（二八）もみな、明らかにすることはできなかった。趙一清は『尚書』疏、『史記』索隱、『雍録』、『詩地理考』を引用しているが（二九）、はつきり分析することができず、いたずらに人意を乱すばかりなので、今捨て置いて採録しない。

### 今、沮水は直路県（三〇）から

熊…直路県は今の中部県（三二）の西北二〇〇里にあつたが、すでに後漢には廢されている。『経』がそれでも沮水が直路県に出ると述べているのは、おそらく古い書籍によつて述べているのだろうが、ここ以外に（直路の）名を指すものはない。酈道元も直路県といっているが、『注』の中で記述している前代の県で、「其の県」とだけを述べて、「故城」と述べないものは、必ずしもその県がすべて存在するわけではないことを知ることができる。現在、

沮水は中部県の西南の山から出る。

東南に向かい、しょうせき 焦石山を過ぎ、

戴は「焦」を改めて「譙」と作る。

楊…『説文』では、「焦は燃やして火を持続させるもの」という(二二〇)。この「焦」の字はまちがっていない。戴は改定したが逆に誤ってしまった。『清一統志』では「石堂山は中部県の西北七〇里にある。『注』の焦石山は、石堂の別名ではないかと疑われる」という(二二三)。石堂山は趙一清の「補洛水篇」にみえる(二四)が、焦石山から離れてすこぶる遠く、一つの山ではない。

東南に流れて、たんだいせん 檀台川を経るので、世俗ではこれを檀台水という。曲がって山をはさんで西流し、また西南に向かって宜君川を過ぎ、世間ではまたこれを宜君水というのである(二二五)。

熊…『地形志』では、宜君県に宜君水がある(二二六)。この県は今の宜君県の西南にある。おそらく沮水が宜君県境を過ぎるので、またこの川を宜君水ともいうのであろう。

(宜君水は)またこうきん 黄欽水口(二二七)に達するが、(黄欽)水は西北の雲陽県石門山黄欽谷に出て、<sup>①</sup>東南に流れて、宜君水に注ぐ。

①楊…両漢の(雲陽)故県は左馮翊に属し(二二八)、今の淳化県(二二九)の西北にあった。魏は県を廢して撫夷護軍を

置いた(三〇)が、晋ではやめ、北魏で再び県を置き、北地郡に属して(三一)、今の涇陽県(三二)の北にある。『通鑑』周顯王五(前三六四)年、秦の猷公が三晋の師を石門に敗った(三三)というのは、このことである。『元和志』では「石門山は三水県の東五〇里にあって、峰の岩が相對していて、ここを望むと門のようである」という(三四)。「渭水注」で五丈渠水が石門山に出て、東南流して黄欽山の西を巡る(三五)ことに拠ると、黄欽山は石門山の東南にある。水はその(山の)谷に出るので、それで黄欽を名としているのである。

(一)『尚書』禹貢には「東会于澧、又東会于涇。又東過漆沮入于河」、『史記』夏本紀には「又東北至于涇、東過漆沮、入于河」とある。

(二)五六一頁。

(三)中華書局本『漢志』下・直路県条に「沮水出西、東入洛」とある。ただし、『漢書補注』にみえるように、「西」と「東」は逆に記されている。

(四)王念孫『讀書雜誌』卷四・漢書第七「出東西入洛」に「直路沮水出東、西入洛。念孫案、洛在沮東、不得言西入洛。説文、作澧云、澧水出北直路西、東入洛。水經曰、沮水出北地直路県東、過馮翊県北、東入於洛。則此文本作沮水出西、東入洛、明矣」とある。『讀書雜誌』は王念孫(一七四四〜一八三二)が『逸周書』『史記』『漢書』等著名な古籍を讀書札記の形式で校勘を行った著作。

(五) 五九四頁注(四)に既出。

(六) 五九三頁(沮水篇冒頭)。

(七) 胡渭『禹貢錐指』卷一〇に「詩大雅、民之初生、自土沮・漆。伝云、沮水・漆水也。周頌、猗与漆・沮、潜在洛矣。伝云、漆・沮、岐周二水也。此皆謂扶風之漆・沮、而林少穎以猗与漆・沮積漆沮既從。恐非。小雅、瞻彼洛矣。伝以為宗周既浸之水。亦不言洛即漆沮。謂漆沮亦曰洛水、實自安國書伝始。而闕駟、酈道元從之。孔穎達復援以積詩、於是洛与漆混合而為一水矣。其濁水上承雲陽大黑泉、名漆沮水者、乃土俗之稱。而洛水之為漆沮、則先儒皆以為然。故顏師古注漢書亦用其說。然直路之沮、自櫟陽界合濁水、分為二水、一循鄭渠而東注洛、其間二百余里、實鄭國之所鑿。漢志云沮入洛、亦拠既有鄭渠後言之耳。自鄭渠一廢、而濁水絶於三原、沮水不抵富平、可見此水在古時元合濁水、至櫟陽入渭、而不与洛通也。程大昌雍錄謂、禹貢漆沮惟富平石川河正当其地、確不可易」とある。

(八) 『史記』夏本紀「東過漆沮、入于河」の集解に「孔安国曰、漆沮、一水名、亦曰洛水、出馮翊北」とある。

(九) 五六四頁参照。

(一〇) 『史記』夏本紀「漆・沮既從、澧水所同」の索隱に「漆・沮二水、漆水出右扶風漆泉西。沮水地理志無文、而水経以澧水出北地直路泉、東過馮翊襍渠泉入洛。説文亦以漆・沮各是一水名。孔安国独以為一、又云是洛水」とある。

(一一) 『尚書』禹貢「又東過漆沮入于河」の漆沮の孔穎達疏に「漆沮是漆沮在涇水之東、故孔以為洛水一名」とある。

(一二) 『詩經』大雅「民之初生、自土沮漆」の毛伝に「民周民也。自用土居也。沮水漆水也」とある。

(一三) 卷一九『渭水注』の『經』文に「渭水」又東過華陽県北」とあり、その『注』に「洛水入焉、闕駟以為漆沮之水」とある。

(一四) 五六四頁参照。

(一五) 孔穎達の『詩』大雅「民之初生、自土沮漆」の疏に「言沮水・漆水者、以水非可居之处、見居在沮・漆之傍、拳水以表土耳。禹貢雍州云、漆沮既從。是漆・沮俱為水也。或言漆・沮為二水名。漢書地理志云、右扶風有漆沮。云、漆水在其東西、則漆是一水名、与沮別矣。孔安国云、漆沮一名洛水、漆沮為一。蓋沮一名洛水、孔連言之」とある。なお、五八三頁注(七八)も参照。

(一六) 前注(一〇)に既出。

(一七) 程大昌『雍録』卷六周漆沮の項にみえる記述を指す。五八三頁注(七八)参照。

(一八) 王応麟『詩地理考』卷四「自土沮漆」の項にみえる記述を指す。五八三頁注(七八)参照。

(一九) 趙一清『水経注釈』卷一六漆水に王応麟『詩地理考』、程大昌『雍録』の引用、澶(沮)水に『史記』索隱、孔穎達『尚書正義』の引用がある。五六七頁の②に付せられた楊守敬の疏文も併せ参照されたい。

(二〇) 直路県は秦・前漢に北地郡に置かれた県。北地郡は現在の甘肅省東北部にある慶陽市にあたる。後漢に北地

郡が遷地し、直路県は廃される。その故城は『校箋図釈』によると、現在の銅川市照金鎮の北にあるという（二五五頁）。

(二二) 中部県は現在の陝西省延安市黃陵県にあたる。一九四四年に県に軒轅黃帝陵のあることから黃陵県と改名されている。

(二二) 『説文』卷一〇上に「燧、所以然持火也。從火焦声」とある。

(二三) 『清一統志』卷一九五に「石堂山在中部県西北七十里。寰宇記、水経注云、猪水西出翟道県西石堂山、本名翟道山。穆天子伝云、南征朔野、徑絶翟道、升於太行。翟道即石堂山也。按魏書地形志、狄道県有浅石山。酈道元水経注、沮水歴焦石山。疑皆即石堂之別名」とある。

(二四) 趙一清『水経注釈』卷一六末尾の「補洛水」に「坊州中部県石堂山下引水経注云、猪水西出翟道山西、石堂山、本名翟道山。穆天子伝曰、癸酉、天子命駕八駿之駟、造父為御、南征朔野、逕絶翟道、升於太行。翟道即県之石堂山也。郭璞以為隴右狄道、非也」とある。

(二五) ここでいう「川」は、河川ではなく、山に挟まれているものの、やや広く、河川が流れ過ぎる地形をいう。

『校箋図釈』は、現在の銅川市瑤曲鎮教場坪川にあたるという。また宜君水は現在の瑤曲河の下流だという（二五五頁）。

(二六) 宜君県は漢代には祓栩県に属していた。前秦の時に宜君護軍が置かれ、北魏の時に県となった。『地形志』下・

北地郡宜君県条に「真君七年置。有宜君水」とある。宜君県は陝西省銅川市にある。関中平原の北、黄土高原の南縁にある。

(二七) 『校箋図釈』によると、黄欽水は現在の西川とその下流の廟湾河を指すという(二五五頁)。

(二八) 『漢志』『統漢志』とも左馮翊に雲陽県がある。

(二九) 現在の淳化県は陝西省咸陽市にある。涇河の流域に位置する。

(三〇) 『寰宇記』卷三二 雲陽県に「魏志曰、司馬宣王撫慰関中、罷県、置撫夷護軍」とある。

(三一) 『地形志』下・北地郡に「雲陽、二漢属左馮翊、晋罷、後復属。有蒲池水、雲陽宮」とある。

(三二) 涇陽県は陝西省咸陽市にある。涇河の下流に位置する。

(三三) 『通鑑』卷二 周顯王五年条に「秦献公敗三晋之師于石門、斬首六万。王賜以黼黻之服」とある。

(三四) 『元和志』卷三・三水県条に「本漢旧県。有鉄官、属安定郡。(中略)石門山在県東五十里、峯巖相对、望之似門」とある。

(三五) 卷一九『渭水注』に「渭水」又東与五丈渠合、水出雲陽県石門山、謂之清水。東南流、逕黄欽山西」とある。

(宜君水は) また東南に流れて、葭棚県(葭城)の西を過ぎる。(葭棚) 県は漢景帝二(前一五六)年に置かれた。

『箋』…宋本では「以」の字の下に「溪名」の二字がある。

趙…文意から考えるとこの二字はあるべきではない。

楊…《残宋本ではこの行の「一」字が欠けていて、上下の文から類推するに、おそらく「溪名」の二字はないだろう。》『史記』景帝本紀二年に「葭栩県を置く」とある(二〇)。「漢志」は同じ(三三)。県は左馮翊に属し、後漢はこれを

を踏襲する(四)。「寰宇記」によると、漢末に廢止されている(五)。今の耀州(六)の東北一里にある。

宜君水は南に向かい銅官水と合流する。(銅官) 水は(葭栩) 県(七)の東北に出て、

朱は「県」の字がなく、またこの句の下に「而」の字を余分に入れる。趙は孫潜の校に拠って増刪し、戴も同じ(八)。

(九) 西南に向かい銅官川を過ぎる。これを銅官水(二〇)という。

楊…『通鑑』晋太元九(三八四)年、秦王(符) 堅が後秦軍を趙氏塢(二二)に攻撃し、後秦軍の中には井戸(二三)がないので、前秦の人は安公谷を塞ぎ、同官水を堰き止めて(後秦軍を) 困窮させた。また、『通鑑』は 後秦王(姚) 萇は寧北將軍姚穆に同官川を守らせた(二三)という。『長安志』に同官川水は同官県の北五〇里にあつて、宜君県界から来る(二四)という。今、同官川は銅官県(二五)の東北に出る。

また西南流し、葭栩県の東を過ぎ、西南流して、その(葭栩) 城の南原の下を過ぎて、西南に向かつて宜君水に注ぐ。

- (一) 現在の陝西省銅川市耀州区泥陽村が祿栩県故城の所在地とされる（『校箋図釈』二五六頁）。
- (二) 『史記』孝景本紀二年に「置南陵及内史、祿栩為県」とある。
- (三) 『漢志』上・左馮翊に「祿栩、景帝二年置」とある。
- (四) 『統漢志』一・左馮翊に「祿栩、永元九年復」とある。
- (五) 段『校記』によると、『寰宇記』卷三二には、華原県はもと漢祿栩地とあるが、漢末に廃されたという文章はなく、同官県にもこの語はないが、雲陽県にはあるという。
- (六) 現在の陝西省銅川市耀州区である。
- (七) 底本には「県」字なし。
- (八) 底本は「朱無県字」の下を、「下、趙捩孫潜増、全戴増同」と作るが、江蘇本に従う。
- (九) 底本には「而」字がある。
- (一〇) 『校箋図釈』は現在の武家河―漆水河にあてる（二五六頁）。同書三五九頁の積図をみるに、武家河と西北から来た漆水河が合流し、以後を漆水河として扱っているようである。この河川が宜君水に注ぎこむことになる。
- (一一) 底本は「塢」を「壁」と作る。
- (一二) 底本は「井」を「水」に作る。

(一三) 『通鑑』卷一〇五東晉太元九年六月条に「秦王堅自帥步騎二万、以擊後秦軍于趙氏塢。使護軍將軍楊壁等分道攻之。後秦兵屢敗、斬後秦王萇之弟鎮軍將軍尹買。後秦軍中無井、秦人塞安公谷、堰同官水以困之」とあり、同年一〇月条(卷一〇六)に「後秦王萇、(中略)使寧北將軍姚穆守同官川、自將其衆攻新平」とある。

(一四) 宋敏求『長安志』卷二〇に「同官川水在県北五十里。自坊州宜君県界来、経県南流入華原県界。水経注曰、同官水出祿棚城東北、而西南経同官川、謂之同官水」とある。

(一五) 現在の陝西省銅川市王益区である。銅官県は北魏太平真君七(四四六)年に置かれた県であるが、一九四六年に至り銅官と潼関が同音であることから、銅川県と改称された。一九五八年に銅川市となり、二〇〇三年には耀州区にある銅川新区正陽路に市政府が移転している。

宜君水はまた南に流れて土門山の西側に出るが<sup>①</sup>、(ここからを) また沮水という。

熊…『地形志』によると、土門県には土門山がある(一)。「元和志」によると、土門山は華原県東南四里にある(二)。

今の耀州の東南に(土門山が)あり、富平県の境界に接している。

(沮水は) さらに東南へ流れ、土門山の南原の麓を経て、東に向かって懐徳城の南側を過ぎる。その城は北原の上にある(三)。

趙…『寰宇記』(四)によると、「懐徳故城は今の富平県西南一里にあり、漢の懐徳県ではない。考えるに後漢末(五)

から三国時代にかけて、漢代の旧名に因んで、当地に県を設置した。今も廢城が残っている」とある。『括地志』によると、「懷德故城は、同州朝邑県の西南四三里にある」とある(六)。これによれば、『括地志』のいうのは漢代の懷德県であり、『注』の懷德城とは別の地である。

楊・『漢志』上・左馮翊懷德県の下には、「禹貢」の「北条の荆山」は南にあり、その麓に疆梁原がある。洛水は東南に流れて渭水に入る(七)と注記されている。つまりこれは朝邑県の懷德であって、閻若璩(百詩)がその所在を明らかにしたところである(八)。『隋志』(九)が誤って荆山を富平県の条にかけて以降、『元和志』(一〇)『長安志』(一一)は遂にその誤りを踏襲してしまった。『注』では、疆梁を洛水条で述べ(一二)、また、『渭水注』では「懷德は渭水の北、沙苑の南にあり」(一三)としていて、前漢の懷德県の位置については的確で誤りがない。懷德が二箇所あることについては、『括地志』『寰宇記』に依拠しなくても、『注』のみでも証明することができるのである。

さらに(沮水は)東へ向かい前漢の太上皇陵の北側を過ぎる。その陵墓は南原の上にある。

楊・前漢の高帝(高祖)は皇考(父)を埋葬するにあたり、墳陵を起こした。(それについては)『注』の後文(六一七頁)にみえる。『元和志』によると、漢太上皇陵は櫟陽縣の東北二五里にある(一四)。『明一統志』によると、臨潼県の東北七五里にある(一五)。

- (一) 『地形志』 卷一〇六下・土門県に「景明元年置。有土門山」とある。『校箋図釈』は今の錦屏山とする(二六〇頁)。
- (二) 『元和志』 卷二華原県に「土門山、在県東南四里」とある。『隋志』上・京兆郡に華原県がある。
- (三) 『校箋図釈』は、現在の富平県城閼鎮蓮湖村の西北にあるとする(二六〇頁)。
- (四) 『寰宇記』 卷三二富平県に同文がある。
- (五) 底本には「末」字がないが、楊守敬集の校勘記が指摘するように、江蘇本及び趙が典拠とした『寰宇記』 卷三一富平県には「後漢」の下に「末」の字があるので、補った。
- (六) 『史記』 卷五七絳侯周勃世家に「至秦、賜食邑懷德」とあり、その正義に引く『括地志』に「懷德故城、在同州朝邑県西南四十三里」とある。朝邑県は、王仲犖ちゆうけつ『北周地理志』(中華書局、一九八〇)によると、もと漢の臨晋県、北魏の南五泉県で西魏の時に現名称に改めた。現在の陝西省大荔県朝邑鎮にあたる。
- (七) 『漢志』 上・左馮翊襄徳県条に、「禹貢北条荆山在南、下有彊梁原。洛水東南入渭、雍州饒」とあり、顔師古注に「襄亦懷字」とある。また、『尚書』禹貢には「涇属渭汭、漆・沮既從、澧水攸同。荆・岐既旅」とあり、この「荆」は荆山を指す。荆山には二つあり、ここの荆山は北の山脈(「北条」)の荆山である。
- (八) 清代初期の考証学者として知られる閻若璩は字を百詩という。その著書『尚書古文疏証』 卷六下において、懷

徳城は富平県と朝邑県にそれぞれあるが、歴代の地理書の記述や朝邑県の踏査に基づき、後者が『沮水注』で言及されている懐徳城の所在であったことを指摘する。『尚書古文疏証』（全八卷）は閻若璩の代表的著作で、『尚書』の一部が偽作であることを指摘した。

（九）『隋志』上・京兆郡富平県条に「旧置北地郡、後周改曰中華郡、尋罷。有荆山」とある。

（一〇）『元和志』卷一富平県に「荆山、在県西南二十五里岐山東、禹貢云、荆・岐既旅、是也」とある。

（一一）『長安志』卷一九富平県に「荆山、在県西南二十里、今名握陵原」とある。

（一二）趙『水経注釈』卷一六「補洛水」に、「禹貢錐指曰、（中略）朝邑県朝坂下引水経注云、洛水東南歴彊梁原、俗所謂朝坂。此皆言洛水、而今本無之」とある。現在はなくなたが諸書に引用されている『洛水注』では彊（彊梁原）についての記述があつたのであり、そのことを楊は指摘している。

（一三）卷一九『渭水注』に「渭水之陽、即懷徳県界也。城在渭水之北、沙苑之南、即懷徳県故城也。世謂之高陽城、非矣」とある。『訳注 渭水篇下』四七一頁の楊守敬疏も参照されたい。

（一四）『元和志』卷二櫟陽県に「漢太上皇陵、在県東北二十五里」とある。漢太上皇とは高祖劉邦の父親を指す。

（一五）『明一統志』卷三二陝西布政司では、漢万年陵に注を付して「在臨潼県東北七十五里、其陵東葬太上皇、西葬昭靈后」とある。

沮水は東に向かい鄭渠に注ぐ。昔、韓は秦の東伐を妨害しようとし、水工の鄭国を間諜として秦に派遣し、(秦の国力を削ぐために) 涇水を穿って水を引いた。この渠を「鄭渠」という。(二)。渠首は涇水を中山の西<sup>①</sup>の瓠口<sup>②</sup>で承ける。(その地が) いわゆる瓠中<sup>③</sup>である。

①中山については、後文(六一二頁)に詳しい。

②趙は「西」の下に「河渠書」に拠って「邸」の字を補い(三)、全・戴<sup>④</sup>も同じく補う。

熊…『漢書』溝洫志<sup>⑤</sup>もまた「涇水を穿ち、中山の西より瓠口に至るまでを渠とした」とある(五)。そして顔師古によると、「邸」は「至」と同義であるという(六)。「史記<sup>⑥</sup>」には「邸」は「抵」と作るべきである」とある(七)。故に邸を瓠口に連ねて(「邸瓠口」と名づける(固有名詞とする)ことはできない。全・趙・戴が「邸」の字を増すのは誤りである。『通鑑』晋・永和八年の条の注で、この「注」文を引いているが、「邸」の字はない(八)。鄭渠故道は今の涇陽県の西北で涇水と分かれる(九)(一〇)。

『爾雅』<sup>①</sup>によると、周の焦穫の地である<sup>②</sup>。

①『爾雅』積地篇である。

②朱は「獲」を「護」に作る(二)。「箋」…宋本では「穫」に作る。

楊…『文選』班固(叔皮)「北征賦」の注に、『爾雅』を引き「穫」と作り(二二)、今本の『爾雅』は「護」に作

る(二三)。郭璞の注によると「焦穫は、現在の扶風池陽県の瓠中がそれである」とある(二四)。『括地志』によると「焦穫は、涇陽県城の北十数里にある」とある(二五)。今の涇陽県の西北六〇里の谷口の下にある。

渠を作つて北山に沿い<sup>①</sup>、東に向かつて洛水に注ぐまで三百余里、それをもつて耕地を灌漑しようとした。(しかしながら、韓の策略が) 工事の途中で発覚し、秦は鄭国を殺そうとした。鄭国(二六)は、<sup>②</sup>「はじめ臣は(韓の) 間諜ではありませんでしたが、渠が完成したならば、秦にも利益がございましょう」と言った<sup>③</sup>。

①朱には「為」の字はない。全は同じで、趙は『史記』河渠書・『漢書』溝洫志に基づき(「為」の字を) 増した(一七)。

②朱は「而」字と「秦」字を脱し、「鄭国」の二字を重ねていない。『箋』…『史記』では「中以溉田。中作而覺、欲殺鄭国、鄭国曰」としている(二八)。

全・趙(二九)・戴はこれによって(「鄭国」の二字を) 増した。

③戴は「成」の字を削除している。

結局、(秦は) 渠の工事を(鄭国に) 続行させ、渠が完成して用いられるようになる、泥を多く含んだ水を注ぎ入れ、四万余頃もの塩分を含んだ(瘦せた) 土地を灌漑し<sup>①</sup>、すべて<sup>②</sup>の地で、一畝(畝)ごとに一鍾(六斛四斗、約一二八リットル)も収穫をあげた。

①朱は「之地」の二字を脱す。

趙・『史記』河渠書に拠って「之地」を補った(二〇)。

全・戴は同じく(二字を)補う。

②『箋』・「皆」の上には、史書では「収」の字がある(二二)。

趙はこれによって「収」の字を補う(二三)。

関中は沃野となり、再び凶作の年はなくなつた。秦は富強となり、ついに諸侯を併合し、  
(この渠を) 鄭渠と名づけた。

楊・〔注〕文の「昔韓は秦が東伐することを妨害しようとし」からここまでの字句は、『史記』河渠書に基づいている。ただ「いわゆる瓠中である(所謂瓠中也)」の二句のみは、『爾雅』及びその郭璞注の文を混じえている。  
渠瀆きよとく(鄭国渠)は東に向かつて宜秋城(二三)の北を過ぎ<sup>①</sup>、さらに東に向かつて中山の南を過ぎる。

①楊・ここで「渠瀆」としているのは、水流がないためである。『通鑑』晋・永和八年の条に「杜洪・張琚きよが宜秋に拠つた」とあるのは(二四)、すなわちこの場所のことで、今の涇陽県の西北にある。

(『史記』) 河渠書によると、「(鄭国渠は) 涇水うがを鑿うがち、中山の西から」とある(二五)。

朱は「西」を誤って「而」に作る。

趙…『史記』（河渠書）には「涇水を鑿たしめ、中山の西から瓠口に至り渠を為す」とあり（二二六）、酈道元はこの文を分割して引用した。

全は『史記』（河渠書）によって「瓠瓠口為渠」の五字を補った。

楊…『史記』封禅書の集解には「徐広は、河渠書には『涇水を鑿ち中山の西から』という」とある（二二七）。これは『注』文と）全くの同文である。まして上文は暗黙のうちに河渠書をふまえており、既に「瓠口」の字がみえていいるのだから、ここで（『史記』河渠書と）明言して引用するに、（「瓠瓠口為渠」という句を）省略しても問題にはならない（全のいうように増す必要はない）。

（『史記』）封禅書によると、前漢の武帝は宝鼎を汾陰で得て、これを甘泉に供えようとした。宝鼎は中山に到着すると、モクモクと雲煙が立ち昇って、蓋状の黄雲が出現した（二二八）。

楊…原書（封禅書）では「氤氲」を「燕匨」と作る。

徐広『史記音義』によると「関中に中山があり、（この山は）冀州のものではない」とある（二二九）。

熊…『史記』封禅書の集解には、「徐広は、関中にも中山があり、（これは）魯の中山ではない、という」とある。「魯」は「冀」の誤りであり、これ（『注』）を以て正すべきである。

この山を指して俗に仲山と呼称するのはまちがいである。

趙・顧祖禹は、「図経によると、中山は北は嵯峨山に接し、西は冶谷やこくをもつて距てられており、南は九巖山きゅうがんざんと並び、山中より涇河が流れ出てくる、故に中山と名づけられた、とある。一説によると、名の由来は、冶谷水の西側、涇水の東側にあるからである、といい、俗説によると、誤って仲山として③〇、漢の高祖の兄劉仲が居住した場所で、（故に劉仲の名を採って仲山と命名された）<sup>①</sup>という」とある③①。酈道元が俗説を否定したのは正しい。

楊・『漢書』溝洫志の顔師古注では、「中」は「仲」と読むとしている③②。『括地志』によると、中山は一名を仲山といい、雲陽県の西一五里にある③③。『金志』によると、「淳化県には仲山がある③④」とあり、これらすべて俗説に沿ったものである。今でも仲山と呼称されており、涇陽県の西北にあり、淳化県の境界と接している。

鄭渠はさらに東に向かい、捨車宮の南を過ぎ<sup>①</sup>、冶谷水を横切る<sup>②</sup>。

①熊・捨車宮は詳細不明である③⑤。

②朱は「絶」を誤って「紀」と作り、「治」を誤って「治」と作る。『箋』・「紀」は「絶」に作るべきである。  
趙③⑥は「治」を改めて「治」に作る。

冶谷水③⑦は『渭水注』に詳しい③⑧。

鄭渠の故瀆はさらに東に向かい、**轂薛**<sup>さつがつ</sup>（三九）山の南<sup>①</sup>、池陽県故城の北を過ぎて<sup>②</sup>、さらに東に向かい清水を横切る<sup>③</sup>。

①熊・司馬相如「游獵賦」(四〇)には「九嶷轂薛」(四二)とある。『漢志』には「池陽県は轂薛山の北にある」とあり、顔師古の注に「轂薛は、今、俗に轂薛山を嵯峨山と呼んでいる(四二)」とあるのは、このことである。『元和志』によると、「嵯峨山は、雲陽県の東北一〇里にあり、東西は二五里、南北は二〇里、山上に雲がかかれば必ず雨が降り、(それによって)いつも気象を判断している(四三)」とある。今の涇陽県の北にある。東は三原県と接し、西は淳化県界と接している。

②楊・前漢・後漢では池陽県は左馮翊に属し、魏では馮翊郡に属し、西晋では扶風郡の治所となり、北魏では咸陽郡に属した、今の涇陽県の西北二里にある。

③清水については、『渭水注』に詳しい(四四)。

さらに東に向かつて北原の下を過ぎると、濁水がこれに注ぎこむ。

趙・孔穎達の『尚書正義』の引くこの『注』文をみるに(「濁水」を)「灌水」<sup>みくすい</sup>に作る(四五)。

濁水より上流(の鄭国渠)には、今は水がない。

朱は「今」字と「水」字がない。

全・趙は、いずれもこの部分には脱文がある、という。戴は(「今」字と「水」字を)補った。

熊・鄭渠が涇水を承けてから濁水に至るまでは河道が埋もれてしまっていることをいっているのである。

濁水の上流は雲陽県<sup>①</sup>の東にある大黒泉を承けて、東南流するが、これを濁谷水という<sup>②</sup>。

①雲陽県については、上文（五九八頁）に詳しい。

②孫星衍は、『長安志』に「華原の濁谷河水は県の西北孝義郷大海村より流れ来て、県を過ぎて四五里、南流して三原県界へ入る」とある、という（四六）。

楊・『通鑑』齊・永明一一（四八四）年に、北魏の北地郡の賊支西<sup>しせい</sup>が進撃して咸陽の北の濁谷に至ったとあるのは、ここを指している（四七）。今の濁谷河は、耀州<sup>ようしゅう</sup>の西北にある甲池堡の南馬鞍口より流れ出ている。

（濁水は）また東南に向かい、原に出て鄭渠に注ぎ、さらに東に向かい、原<sup>げん</sup>を経て、曲梁城の北側を流れる。

楊・曲梁城は黄白城のことである。城に曲梁宮があるので曲梁城と称しているのであろう。黄白城がもとの曲梁宮のことであることは『渭水注』にみえる（四八）。

（濁水は）さらに東へ向かい、太上陵の南原の麓を通過し、北へ曲がつて原の東側を過ぎ、沮水と合流して、（そこから）二水に分岐する。一水は東南へ向かって流れる。すなわち濁水であり、白渠に至って<sup>①</sup>沢泉と合流する<sup>②</sup>。

①白渠については『渭水注』（四九）に詳しい。

② 沢泉については後文（六二九頁）に詳しい（五〇）。

熊…濁水が沢泉と合流するのは沮水と沢泉が合流する南側である。

俗にこれ（濁水）<sup>（五二）</sup>を漆水といい、また、漆沮水ともいう。

孫星衍は『地形志』万年県に漆沮水がある<sup>（五三）</sup>、という。

楊…後文（六三〇頁）に「それゆえ濁水に漆沮の名がある」とあるのは、ここの『注』文に対応しており、つまりこの二句は濁水を指しているのである。

（濁水は）白渠を横切り、東に向かい万年県故城の北側を過ぎて、櫟陽渠となる。この城が櫟陽宮である<sup>（五三）</sup>。

楊…『括地志』に、「秦の櫟陽故宮は雍州櫟陽県の北三五里にある。秦の献公が造営した」とあり、『三輔黄図』に、「高祖は長安に都を置いたが、まだ宮室がなく、櫟陽宮に居た」とある<sup>（五四）</sup>。

前漢の高帝（高祖）は、皇考（父）をこの県に埋葬し、墳陵を造営し、（県を置いて）封邑名を定めて万年と改めた。

楊…『史記』高祖本紀一〇年の条に、太上皇が櫟陽宮に崩御した、とある<sup>（五五）</sup>。『漢書』によると「太上皇が崩御し、万年に葬った」とあり、顔師古の注に引く『三輔黄図』には「初め、高祖は櫟陽に居たので、太上皇も櫟陽に居た。（高祖の）一〇年に太上皇が崩御し、その北原に葬り、（その地に）万年邑を造営し、長・丞を置いた」

とある（五六）。

『地理志』（『漢志』）には、馮翊の万年県は高帝<sup>（五七）</sup>が置き、王莽は「異赤（県）」と称した<sup>（五八）</sup>という。故に徐広の『史記音義』には<sup>①</sup>「櫟陽は今の万年である」とある<sup>②</sup>。

①『史記』秦本紀の集解にある（五九）。

②楊・秦は櫟陽県を置き、漢帝（高祖）<sup>（六〇）</sup>は県を分割して万年県を置き、櫟陽城中を治所とし、並びに左馮翊に属した。後漢では、櫟陽県を廢止して万年県に編入し、そのまま左馮翊に属させた。魏・晋では京兆郡に所属させ、北魏では再び馮翊の管轄とした。今の臨潼県の東北七五里にある。

闕駟が、県の西には涇水・渭水があり、北には小河があると述べているのは<sup>①</sup>この水（濁水）のことをいうのである<sup>②</sup>。

①楊・『史記』夏本紀の正義が引く『十三州志』は「西」を「南」に作る（六一）。

②朱は「渭」を誤って「渭」に作る。『箋』…「渭此」は「此渭」に作るものもある。

趙・『箋』の説は正しくない。「渭」は「渭」と作るべきで、「渭」字を改めて「渭」と作る。全・戴は同じく改める。

その水はまた南に向かい、曲がって、石川水と名を改める。

楊・『括地志』には「沮水一名を石川水」とある（六二）。

また西南に向かって、郭狼城かくろうじょう（六三）の西を過ぎ①、《白渠の枝渠と合流し》、また南に向かつて、渭水に合流する。

①楊・郭狼は不詳。『史記』趙世家で、武靈王が我が先王は郭狼を取ったと言ったのは（六四）、おそらく別の地である。『漢志』には、西河郡に皋狼県こうろうがあり（六五）、『通鑑地理通釈』は、この（郭狼城と）同じ地かと疑っている（六六）。どうして秦が（晋の）郭狼の人をこの地に移住させて、それによって城を（郭狼と）命名したのであるか。「狼」は「狼」の俗字である。

熊…この白渠枝渠は、即ち『渭水注』にいうところの、白渠枝渠は東南に向かって、高陵県故城の北側を過ぎ、さらに東に向かって櫟陽城の北を過ぎる、とあるものである（六七）。

（一）戦国時代、秦によって造られた灌漑施設である鄭渠（鄭国渠）の概要については、『史記』卷二九河渠書、『漢書』卷二九溝洫志にみえる。この渠については、既に『訳注 渭水篇下』四三八〜四四〇頁で詳細に述べているので、それに委ね、本書では繰り返さない（その後には村松弘一『中国古代環境史の研究』汲古書院、二〇一六、が刊行されており、その第一部第五章「中国古代関中平原の水利開発と環境―鄭国渠から白渠へ」参照）。渠道のルートについては、以下に叙述される『沮水注』が最も詳細であるが、簡単にまとめておく。その渠道は、①渠首から涇水の水を引き北山に沿って東流し沮水に合流する。ここから二つに分岐する。一つは②沮水に沿って東流して粟邑

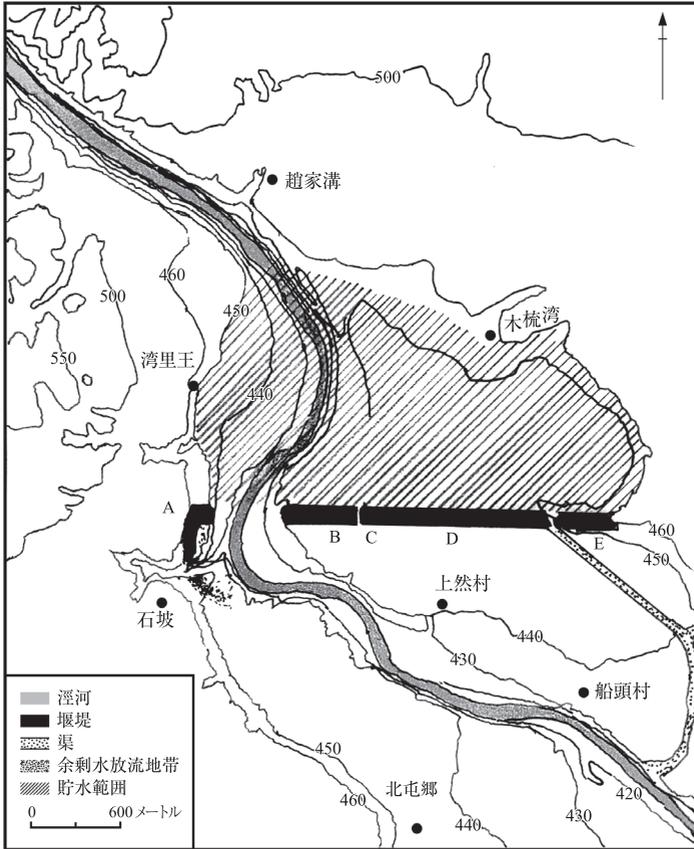
県故城を通過して東北流し洛水に合流する。もう一つは③沮水より分岐して東南流して濁水に入り、万年県故城の北を通過して南に屈曲して櫟陽渠となり、南へ曲がって名を石川水に変え、さらに、西南流して白枝渠に合流して渭水に入る。なお『訳注 渭水篇下』四三八頁注(四)参照。

(二) 鄭国渠の渠首にあたる瓠中(瓠口)の遺址は、陝西省涇陽県西北部仲山南麓にある。秦建明・楊政・趙榮「陝西涇陽県秦鄭国渠首攔河壩工程遺址調査」(『考古』二〇〇六一―四)及び同報告掲載の「鄭国渠渠首工程遺跡平面図」(次頁参照)によると、遺跡は南北七キロメートル、東西三キロメートル、総面積一〇平方キロメートル、南麓の涇水が流れ出る山口より南約二・五キロメートルの地点に、渠に流すため河水を貯めるダムを構成した東西二・六五〇メートルに及ぶ壩(堤防)の址がある(次頁図のA―E)。当地の地形は、西側の低山と東側の黄土台地に挟まれた峡谷であり、上空から見下ろすと瓠(ひょうたん)のような形をしている。その瓠状にたまった河水から渠水を引いたので、渠首を「瓠口」と称し、〴〵ひょうたんの中が渠水のはじまりであることから、「瓠中」ともいわれたのであろう。

(三) 『史記』河渠書に「自中山西邸瓠口為渠」とあり、「中山西」の下に「邸」の字を確認できる。この中山について『校箋図釈』は現在の北仲山であるとする(二六一頁)。

(四) 台湾本・江蘇本では「戴」を「趙」に作る。

(五) 『漢書』溝洫志に「乃使水工鄭国問説秦、令鑿涇水、自中山西邸瓠口為渠」とある。



「陝西涇陽県秦鄭国渠首攔壩工程遺址調査」  
 図二をもとに作成 (トレース・作図：中村威也)

- (六) 前注『漢書』溝洫志の引用文に付される顔師古注には「中読曰仲、即今九峻之東仲山也。邸、至也」とある。
- (七) 清・梁玉繩撰『史記志疑』卷一六に「自中山西邸瓠口」に付した按語に「附案史詮曰、邸当作抵」とある。『史詮』は、杜沢遜撰『四庫存目標注』卷一二史部正史類によると、明・程一枝の撰で全五卷、『史記』の諸本を校勘し字句を解釈した書。校勘については評価できるが、評語の水準は低いという。既に散逸。
- (八) 『通鑑』卷九九晋・永和八年正月の条に「司馬勲既還漢中、杜洪・張琚屯宜秋」とあり、胡三省注に「水経註、鄭渠自中山西瓠口東流、逕宜秋城北、又東逕中山南、又東逕池陽縣故城北」とある。
- (九) 底本は「鄭渠故道自合涇陽縣西北分涇水」とあるが、台湾本、江蘇本ともに「合」を「今」に作るのに従う。
- (一〇) 「于中山西」と「瓠口」の間に「邸」の字を入れるかどうかが問題となっている。『史記』『漢書』は「邸」字が入り、『注』でも「邸」字を入れる本がある。しかし熊疏はそれを却ける。他方、『校箋図釈』は「邸」字を入れるとともに、「涇水」と「于」の間に読点を付す。議論はあろうが熊疏に従い、『注』の訳としては、本書のようしておく。
- (一一) 次注参照。
- (一二) 『文選』卷九班固「北征賦」に「朝發軔於長都兮、夕宿瓠谷之玄宮」とあり、その李善注に「爾雅曰、周有焦穫。郭璞曰、音護。今扶風池陽縣瓠中是也」とある。
- (一三) 『爾雅』積地篇には「周有焦護」とあり、「護」に作っている。

(一四)『爾雅』積地篇の郭璞注には「今扶風池陽縣瓠中是也」とある。

(一五)『史記』卷一一〇匈奴伝に「申侯怒而与犬戎共攻殺周幽王于驪山之下、遂取周之焦穫」とあり、その正義に引く『括地志』に「焦穫、亦名剗口、亦曰剗中、在雍州涇陽縣城北十數里、周有焦穫也」とある。

(一六)台湾本では「鄭国」の字を削除している。

(一七)前注(三)に引く『史記』河渠書には、続けて「為渠並北山」とある。『漢書』溝洫志も同文。

(一八)『箋』では「中以溉田」とするが、前掲「河渠書」及び本文には「欲以溉田」とあり、『箋』の引用は誤りである。

(一九)台湾本は「全・趙改、戴依増」とし、「趙」の下に「改」の字を増す。

(二〇)『史記』河渠書に「溉沢鹵之地四万余頃、収皆畝一鐘」とある。

(二一)『史記』河渠書、『漢書』溝洫志ともに「収皆畝一鐘」としており、「皆」の上に「収」の字を確認できる。

(二二)台湾本・江蘇本では「趙」の上に「全」を増すが、楊守敬集の校勘によると、全祖望本には「収」の字がない。

(二三)『校箋図釈』は、宜秋城は現在の涇陽県王橋鎮上然村にあったのではないかという(二六一頁)。

(二四)『通鑑』卷九九晋永和八(三五二)年正月の条に「司馬勳既還漢中、杜洪・張瑀屯宜秋」とある。なお、台湾本のみ「捫」の下に「瑀之故」の三字があり、楊守敬集では、『通鑑』の原文に基づき「瑀之故」を衍字とし、さら

に「扱」を「屯」に作るべきとする。

(二五) 『史記』河渠書に「乃使水工鄭国、問說秦、令鑿涇水、自中山西邸瓠口為渠」とある。

(二六) 前注(二五)の『史記』河渠書を参照。

(二七) 『史記』封禪書に「至中山、曠嗚、有黃雲蓋焉」とあり、その集解に「徐広曰、河渠書、鑿涇水自中山西」とある。

(二八) 『史記』封禪書に「其夏六月中、汾陰巫錦為民祠魏厓后土宮旁、見地如鉤狀、掎視得鼎。鼎大異於衆鼎、文鏤無款識、怪之、言吏。吏告河東太守勝、勝以聞。天子使使驗問巫得鼎無姦詐、乃以礼祠、迎鼎至甘泉、從行、上薦之。至中山、曠嗚、有黃雲蓋焉」とある。

(二九) 『史記』封禪書に「今鼎至甘泉、光潤竜変、承休無疆。合茲中山、有黃白雲降蓋」とあり、その集解に「徐広曰、関中亦復有中山也、非魯中山」とある。

(三〇) 底本は「俗訛仲山」に作る。台湾本では「訛」を「説」としている。

(三一) 顧祖禹『紀要』卷五三涇陽県・中山に「関経、中山北接嵯峨、西拒冶谷、南並九峻、涇河自中而出、故名中山。或曰、山在治水西、涇水東也。漢元鼎初、獲宝鼎於汾陰、薦之甘泉。鼎至中山、氤氳有黄氣蓋焉。俗訛為仲山、云漢高祖兄仲居此」とある。

(三二) 前注(五)引用の『漢書』溝洫志の顔師古注に「中説曰仲、即今九峻之東仲山也」とある。

(三三) 前注(二五)引用の『史記』河渠書の文に付した正義に引く『括地志』に「中山一名仲山、在雍州雲陽縣西十五里」とある。

(三四) 『金史』卷二六地理志下・邠州に「淳化有仲山・車箱坂」とある。

(三五) 『校箋図釈』は、現在の涇陽県口鎮にあったとする(二六一頁)。国家文物局主編『中国文物地図集』陝西分冊上の涇陽県の条には「口鎮宮殿遺址」という記載がある。

(三六) 台湾本は「趙」の上に「戴」の字がある。

(三七) 台湾本のみ「冶谷水」の上に「守敬按」の三字があり、以下を楊による疏文とする。

(三八) 卷一九『渭水注』には「清水」又南入襍翎県、歴原南出、謂之清水口。東南流絶鄭渠」とあるのみで冶谷水には言及しておらず、この部分について、熊疏は脱文を想定している(『訳注 渭水篇下』三八一頁参照)。なお『校箋図釈』は冶谷水を現在の冶峪河にあてる(二六一頁)。

(三九) 台湾本・江蘇本では「薛」をすべて「薛」に作る。

(四〇) 江蘇本では「游獵賦」を「上林賦」とする。「游獵賦」は、正式には「天子游獵賦」といい、『文選』では「子虚賦」(卷七)と「上林賦」(卷八)に分割されて収録されている。『注』に引用された句は「上林賦」の一節である。

(四一) 底本では「九紫巖薛」とするが、江蘇本では「九峻巖薛」とする。『文選』卷八司馬相如「上林賦」には「九

巖嶽薛」とあり、「紫」は誤り。江蘇本に従い底本の字を改めた。

(四二) 『漢志』上・左馮翊に「池陽、惠帝四年置。嶽薛山在北」とある。また、顔師古注には「嶽薛、即今俗所呼嵯峨山、是也」とある。現在も嵯峨山という(『校箋図釈』二六一頁)。

(四三) 『元和志』卷一雲陽県に「嵯峨山、一名嶽薛山、在県東北十里、東西二十五里、南北二十里。山上有雲必雨、常以為候」とある。

(四四) 卷一九『渭水注』に「渭水又東得白渠枝口、又東与五丈渠合、水出雲陽県石門山、謂之清水。東南流逕黃欽山西、又南入殺翎県、歴原南出、謂之清水口。東南流絶鄭渠」とある。『記注 渭水篇下』三七九〜三八〇頁も参照。

(四五) 『尚書正義』卷六禹貢には「水経、(中略)又云、鄭渠在太上皇陵東南、濯水入焉、俗謂之漆水、又謂之漆沮、其水東流注於洛水」とある。

(四六) 『長安志』卷一九華原県に同文がある。なお『校箋図釈』も濁水は現在の濁峪河とする(二六一頁)。

(四七) 『通鑑』卷一三八斉永明一一年九月の条に「先是、北地民支西聚衆数千、起兵於長安城北石山。(中略)支西進至咸陽北濁谷、穆亮与戦、又敗」とある。

(四八) 卷一九『渭水注』には「(清水)東南流絶鄭渠、又東南入高陵県、逕黃白城西、本曲梁宮也」とあり、楊疏は『元和志』卷一の、黃白城は三原県の西南一五里にあり、秦の曲梁宮が城内にある、という記事を引いている。

(四九) 卷一九『渭水注』には「渭水又東得白渠口」以下「故漢書溝洫志曰、白渠首起谷口、尾入櫟陽、是也。今無

水」まで、白渠の記事がある。

(五〇) 『校箋図釈』は、沢泉水の現在名は温泉河であるという(二六一頁)。

(五一) この『注』文は濁水ではなく沢泉を指していると受け取られる可能性がある。故に楊疏は濁水を指すと述べている。

(五二) 『地形志』卷一〇六下馮翊郡万年県には「有漆沮水」とある。

(五三) 底本では「為櫟陽宮也」に作るが、江蘇本、台湾本、楊守敬集によって「為櫟陽渠、城即櫟陽宮也」に改めた。

(五四) 『史記』高祖本紀、高帝一〇(前一九七)年七月条に「淮南王黥布・梁王彭越・燕王盧綰・荊王劉賈・楚王劉交・齊王劉肥・長沙王吳芮皆來朝長樂宮」とあり、正義に「括地志云、秦櫟陽故宮、在雍州櫟陽県北三十五里、秦献公所造。三輔黄図云、高祖都長安、未有宮室、居櫟陽宮也」とある。

(五五) 『史記』高祖本紀一〇(前一九七)年条に「七月、太上皇、崩櫟陽宮」とある。太上皇とは漢王劉邦が皇帝に即位した段階で、自らの父に対して与えた称号。

(五六) 『漢書』高帝紀下・一〇(前一九七)年条に「秋七月癸卯、太上皇崩、葬万年」とある。その顔師古注に引く『三輔黄図』は疏と同文である。

(五七) 江蘇本は「高帝」を「高祖」と作る。

(五八) 『漢志』上・左馮翊に「万年、高帝置。莽曰異赤」とある。

(五九) 『史記』秦本紀・獻公二(前三八三)年に「城櫟陽」とあり、集解に「徐広曰、徙都之、今万年是也」とある。

(六〇) 底本は「漢帝」に作り、江蘇本は「漢高帝」に作る。

(六一) 『史記』夏本紀の「漆沮既從」に付した正義が引く鬪駟『十三州志』に「万年県南有涇渭、北有小河、即沮水也」とあり、濁水が沮水であることを指摘する。『史記』には『十三州地理志』として引かれるが、「地理」は衍字とされる。

(六二) 前注に引用した『史記』正義の前に『括地志』が引用されており「漆水源出岐州普潤県東南岐山漆溪、東入渭。沮水一名石川水、源出雍州富平県、東入櫟陽県南。漢高帝於櫟陽置万年県」とある。

(六三) 郭狼城については、『校箋函釈』は、陝西省渭南市官道鎮田市村に比定している(二六二頁)。

(六四) 『史記』趙世家に「武靈王」召樓緩謀曰、我先王因世之變、以長南藩之地、属阻漳・滏之險、立長城、又取藺・郭狼、敗林人」とある。

(六五) 『漢志』下・西河郡の属県として皋狼の名がある。県名のみしか記されない。

(六六) 王応麟『通鑑地理通釈』卷八・七国形勢考上「藺・郭狼」に、「地理志、西河郡、有藺・皋狼二県。戦国策、知伯之趙、請蔡皐狼之地、(趙)襄子弗与。郭狼疑是皋狼」とある。

(六七) 卷一九『渭水注』には「白渠又東、枝渠出焉。東南逕高陵県故城北。(中略)又東逕櫟陽城北」とある。

もう一つの水は東に流れ出る。これが沮水である(二)。

楊：以下の文で酈氏は、古籍に拠って沮水が鄭渠の河道に従う(三)とする。しかし、実際には、沮水は既に鄭渠と流れを通じていなかった(三)。また、酈氏が南濟・北濟(四)と述べるようなものも、みな昔の河道をいつており、当時の河川ではないのである。『渭水注』の白渠の「今は、水がない」(五)、ならびに本篇の上文で鄭渠について「濁水より上流には、今は水がない」と述べている(六一五頁)のをみれば、(酈氏が述べている)河道が昔のものであるのは明らかである。

(沮水は) 東に向かつて沢泉(六)と合流する。

熊：沮水が沢泉と合流する地点は、濁水が沢泉と合流する地点の北に位置する。

(沢泉の) 水は沮水の東の沼沢中(七)から出る。

熊：『長安志』に、「沢多泉は、富平県の西一三里の永潤郷温泉郷にある。(その流れは) 東に向かつて薄台川に入って三〇里(流れ)、東南に向かい、漆沮河に入る。民間の耕地に用水を供給する」とある(八)。畢沅氏は、「(沢多泉とは) 『水経注』にみえる沢泉で、沮水の東の沼沢中から出る」というものである(九)。

沮水と原を隔てて相去ること一五里で、俗にこの河川(沢泉)を漆水と称する。

朱は「漆水」を「渠(水)」に作り、趙は「渠(水)」に改める。

全・戴は「漆（水）」に改める。

（沢泉の水は）東へ流れて薄昭（二〇）の墓（二二）を過ぎる。墓冢は北原（二三）の上にある。

熊…『寰宇記』に、「薄昭の墓は富平県の西一三里にある。（薄昭は）薄太后（二三）の弟で、軹侯に封ぜられた」とある（二四）。宋の（富平）県は、すなわち今の（富平）県である（二五）。

さらに懷徳城の北を過ぎ、

（懷徳）城については前文（六〇六頁）に詳しい。

東南に向かつて鄭渠に注ぎ、沮水に合流する。さらに沮水より真つ直ぐにこれを横切つて濁水に注ぎ、白渠に至つて濁水に合流する。

熊…沢泉が沮水を横切るということは、上（前頁）にいう沮水が「東に向かつて沢泉と合流する」に該当する。

沢泉が白渠に至つて濁水に合流することは、上にいう濁水が「白渠に至つて沢泉と合流する」（六一六頁）に該当する。

それゆえ、濁水に漆沮水の名がある。

朱は「渠沮」に作る。『箋』…「漆沮」に作るべきである。

楊…『注』は上文で「俗に沢泉を漆水と称する（六二九頁）」という。そして、濁水が沢泉と合流するところに至ると、「俗に（濁水を）漆水といい、また漆沮水ともいう」とし（六一七頁）、ここでまた「濁水に漆沮水の名が

ある」と重ねて述べている。つまり、もともと（漆水が）属するのは沢泉で、濁水に漆水の名はなく、濁水が下流で沢泉に出合うことから、そこで漆水の名が生じ、さらに漆沮水の名が生じたのである。『注』の意味はおのずから明らかで、胡渭が「酈道元は濁水を漆水とする」というのは（二六）、道元が濁水の上流について述べる際、漆水と呼んでいないことを知らないのである。

(一)『注』の記すところによれば、この水は太上陵の南原の東で二つに分かれた鄭渠のもう一方の流路で、沮水でもある。「鄭渠」は『史記』河渠書にいう「酈国渠」であるが、ここ以降の当該渠のルートについては議論がある。以下の『注』記載の地名を辿れば、渠は東北方向に流れることになり、木村正雄氏はこれに従う（木村正雄「大規模治水水利事業の展開と第二次農地の形成」〈同著『中国古代帝国の形成―特にその成立の基礎条件』新訂版、比較文化研究所、二〇〇三、初刊一九六五〉）。しかし、『注』の記述に従うと渠水は洛水の上流部に注ぎ込み、そこに至るまでの流れが山間部を上ることになることなどから、史念海・佐竹靖彦両氏は東流説を唱える（史念海「古代的関中」〈同著『河山集』生活・読書・新知三聯書店、一九六三〉、佐竹靖彦「酈国渠と白渠」〈栗原益男先生古稀記念論集編集委員会編『中国古代の法と社会 栗原益男先生古稀記念論集』汲古書院、一九八八〉）。譚其驥氏は東流する形で図示し（同主編『中国歴史地図集』第二冊、地図出版社、一九八二、五〇六頁）、近年の研究もこれに従っている（村松弘一「中国古代関中平原の水利開発と環境―酈国渠から白渠へ」〈同著『中国古代環境史の研究』汲古書院、

二〇一六、初出二〇一五)、浜川栄「鄭国渠の灌漑効果とその評価をめぐる問題について」(同著『中国古代の社会と黄河』早稲田大学出版部、二〇〇九)、大川裕子「鄭国渠と都江堰―戦国秦の水利開発」(同著『中国古代の水利と地域開発』汲古書院、二〇一五)、『校箋図釈』渭水流域分図一四)。鄭国渠については、『訳注 渭水篇下』四三八頁注(四)をも参照。

(二) 原文は「沮水循鄭渠之道」。楊は次段落の『注』の「沮循鄭渠(沮水は鄭渠に従って)」を踏まえている。

(三) 太上陵の南原東以降の鄭国渠については、土壌の塩分濃度の高さにより灌漑用水としての役割が早々に放棄され、北魏時代には既にこの流れが廢絶していたことが指摘されている。前注(一)所掲、村松弘一・浜川栄論文を参照。

(四) 卷七、卷八『濟水注』によると、濟水は二水に分かれ、東北流して渤海湾に注ぐ水を北濟、東に流れて泗水に注ぐ水を南濟と称している。なお、卷七の『注』文に「又東過陽武県南」とあり、疏文で楊は、「又濟陰国以北濟出其北而定名。(中略)其濟陽県、亦当以南濟出其南而定名。是漢時濟有南北二流審矣」と述べている。

(五) 卷一九『渭水注』に、「(白渠)又東南注于渭。故漢書溝洫志曰、白渠首起谷口、尾入櫟陽是也。今無水」とある。『訳注 渭水篇下』四三七頁を参照。

(六) 『校箋図釈』は、沢泉を現在の温泉河(別名葦子河)に比定する(二六一頁)。

(七) 『校箋図釈』によれば、沢泉の水源となる沼沢は既にないが、現在の富平県王寮鎮・城関鎮・宮裏鎮の間の東北

から西南にかけての窪地がこれにあたるという。また、周辺の文物の残存状況および次『注』に記される沮水と沮泉との距離をもとに、沼沢の範囲を推定している。すなわち東は順義村、西は太平莊、南は原の南麓、北は斉村までとする（二六二頁）。

(八) 『長安志』卷一九富平県条に、「沢多泉、在県西一十三里永潤郷温泉村。東入薄台川三十里、東南入漆沮河、溉民田」とある。

(九) 前注に掲げた『長安志』富平県条の清・畢沉の按語に、「此即水経注之沮泉、云、出沮東沢中、与沮水隔原、相去十五里、東逕薄昭墓南、又逕懷徳城北、東南注鄭渠、合沮水。又自沮直絶注濁水、至白渠合焉。故濁水得漆沮之名也、是」とある。

(一〇) 薄昭（?〜前一七〇）は呉の人で、漢高祖の妃で後に太皇太后に進号した薄氏の弟である。高祖の時に郎となり、呂后が崩じると薄氏の子の代王劉恒（文帝）を擁立した。文帝元（前一七九）年に車騎將軍に任ぜられ、軹侯に封ぜられた（『史記』卷一九恵景間侯者年表など）。

(一一) 台湾本・江蘇本は、ここに「南」字を増す。

(一二) 『校箋図釈』は、六〇六頁の『注』にみえる「北原」と、この「北原」を同一としている（二六三頁）。

(一三) 薄太后（?〜前一五五）は、前注（一〇）に掲げた薄昭の姉である。高祖の妃となつて代王劉恒（文帝）を生み、文帝の即位によって皇太后となり、景帝が即位すると太皇太后に進号した（『史記』卷四九外戚世家・薄太后

など)。

(一四)『寰宇記』卷三二耀州・富平県に「薄昭墓、在県西十三里。薄太后之弟、封軹侯」とある。

(一五)『校箋函釈』は、薄昭墓の位置を前注所引『寰宇記』等の記述から現在の富平県城関鎮梁家莊に比定している。ここには墓葬遺址があり、これが当該の墓ではないかとしている(二六二頁)。

(一六)『禹貢錐指』卷一〇「漆沮既徙」に、「渭按、酈元以濁水為漆水、宋人則以銅官川水來合沮水者為漆水。近志皆承其說」とある。

沮水は鄭渠に従つて(一)東に向かい、当道城の南を過ぎる。

熊…当道城は今の富平県の東北にあつたであろう。

(当道)城は頻陽県故城(二)の南にある。(頻陽県故城はかつての)頻陽宮で、秦の厲公(三)が置いた。

『箋』…古本は「秦厲」の二字を脱し、呉本はこれを増して挿入する。

熊…『漢志』に「頻陽(県)、秦の厲公が置いた」とある(四)。「史記」秦本紀に「厲公二十二年、初めて頻陽に県を設置した」とあり(五)、『漢志』が依拠した記述である。前漢・後漢の(頻陽)県は左馮翊に所屬し、魏晉では馮翊に屬し、北魏では廢された(六)。今の富平県の東北五〇里にある。

(頻陽県故) 城の北に頻山があり、

熊…『隋志』の華原(県)に頻山があり(七)、『通典』の美原(県)に平陽山がある(八)。「平」と「頻」の音は同じである。『元和志』に、「美原(県)の西北一里に頻(九)山がある」という(一〇)。『金志』に「美原(県)に頻陽山がある」という(一一)。今の富平県の東北七〇里にある(一二)。

(頻) 山には漢の武帝の殿があり、石を組み上げて作られている。県は(頻)山の南にある。故に頻陽というのである。

『箋』…古本が「潁陽」に作るのは誤りである(一三)。

孫星衍は、「潁陽は淇陽である。古字はこのように作る」という。

楊・酈氏は、(頻陽) 県は頻山の南にあるため頻陽と呼ばれると明言している。これは山を中心としているものである。『元和志』もまた、「秦の厲公が(頻)山の南に(頻陽) 県を設けた」といつており(一四)、これは『注』を根拠としたのであろう。しかし(次『注』にあるように) 応劭は、「(頻陽) 県は頻水の陽(北)にある」という。そうして酈氏は、鄭渠・沮水の流れ(を述べるに) あたつて、(頻水の北という) 応劭 説に歩み寄っているけれども(一五)、そうではないという意を明らかにし(「水」を「山」にし) ている。『史記』河渠書を考えるに、鄭国のことを西門豹のこの後で述べている(一六)。豹は魏の文侯(一七)の時に在世した。秦の厲公の時は、魏献子(一八)の時にあたる。したがって、(頻陽) 県を置いた時には、まだ鄭渠はなかったのである。沮水が(頻陽)

県の南を過ぎているのに、どうして「潁水の陽（北）にある」といえようか。あるいは応劭はもと「潁山」に作っていたが、「注」が「伝わり写される過程で二九「潁水」に作るようになったのだろうか。しかし、『漢志』の顔師古注に（潁水の陽とする）応劭の説があり、『史記』王翦<sup>せん</sup>伝の索隱（三〇）もこの説を引用する。『晋志』『通典』もならびに応劭説に基づいている（三二）。みな深く考えていないだけなのである。孫星衍の「潁陽は浜陽である」という説明に至っては、なおさら根拠がない。

応劭は、（潁陽）県は潁水の陽（北）にあるという（三三）。（しかし）今、県の近くに該当する河川はなく、これにあてることができるのは、鄭渠と沮水だけである。

（一）原文は「沮循鄭渠」である。この語句の意味について、木村正雄氏は鄭国渠の部分的な名称とする。黄盛璋氏は、鄭国渠が沮水のルートに従って流れていたとする。佐竹靖彦氏は、沮水と鄭国渠が並行して流れていたとする。村松弘一氏は、東流する沮水が北魏時代には既に涸れていたとし、「沮水がすでに廃されたかつての鄭国渠の渠道に従って流れていた」とする。沮水と鄭国渠の関係については結論を下せないが、ひとまず「循<sup>しな</sup>う」の訓みに即して訳出する。六三一頁注（一）前掲、木村正雄・佐竹靖彦・村松弘一論文、および黄盛璋「関中農田水利の歴史發展及其成就」（同『歴史地理論集』人民出版社、一九八二）を参照。

（二）潁陽県故城の遺跡は、現在の富平県美原鎮古城村附近に位置する。城址は戦国時代から漢代にかけてのもので、

面積は約二〇万平方メートルあるが、形状は不明である。採集された遺物には、縄文板瓦・雲文瓦当等がある。後の『注』には、頻山の南に位置するため「頻陽」の呼称があると記されるが、この記述と遺跡周辺の地勢は一致している（国家文物局主編『中国文物地圖集 陝西分冊』西安地圖出版社、一九九八、六〇一頁）。また、『校箋図釈』も当該城址を頻陽県故城とする（二六三頁）。

(三) 秦の厲公（在位・前四七七～前四四三）は、戦国秦の国君の厲共公である。刺龔公らつきょうとも称す。西戎の大荔を滅ぼし、厲共公二一（前四五六）年に初めて頻陽県を設置した（『史記』卷五秦本紀など）。

(四) 『漢志』上・左馮翊に「頻陽、秦厲公置」とある。

(五) 『史記』秦本紀に「厲公」二十一（前四五六）年、初県頻陽」とある。

(六) 前漢については前注（四）を参照。後漢については、『統漢志』一・左馮翊に「頻陽」の県名がみえる。西晋については、『晋志』上・馮翊郡に「頻陽、秦厲公置、在頻水之陽」とある。北魏については、『長安志』卷二〇美原県所引『周地圖記』に、「苻秦時於此置土門護軍。後魏太武太平真君七年、罷護軍、地入同官県。宣武景明元年、省頻陽県、分銅官県置土門県、属北地郡、因県界頻山有土闕、状似門、故曰土門」とある。

(七) 『隋志』上・京兆郡に「華原、（中略）有沮水・頻山」とある。

(八) 『通典』卷一七三京兆府に「美原、本漢頻陽県、故城今在県南三里、在頻水之陽、秦厲公置。今県是高宗分富平県置。有平陽山」とある。

(九) 台湾本は「頰」を「平」に作る。

(一〇) 『元和志』卷二京兆下に、「美原県、(中略) 秦・漢頰陽之地、以県西北十一里有頰山、秦厲公於山南立県、故曰頰陽」とある。

(一一) 『金志』下・耀州に「美原、有頰陽山」とある。

(一二) 『校箋函釈』は、前注(一〇)に掲げた『元和志』記載の「美原県」は現在の富平県美原鎮で、その「西北十一里」に当たる所に今も頰山があると(二六四頁)。

(一三) 『箋』は「古本俱作頰陽、誤」に作り、「俱」字がある。

(一四) 前注(一〇)参照。

(一五) 台湾本は「雖」を欠く。

(一六) 『史記』卷二九河渠書に「西門豹引漳水溉鄴、以富魏之河内。而韓聞秦之好興事、欲罷之、母令東伐、乃使水工鄭国間説秦、令鑿涇水自中山西邸瓠口為渠、並北山東注洛三百余里、欲以溉田。中作而覺、秦欲殺鄭国。鄭国曰、始臣為間、然渠成亦秦之利也。秦以為然、卒使就渠。渠就、用注填闕之水、溉沃鹵之地四万余頃、收皆畝一鐘。於是関中為沃野、無凶年、秦以富彊、卒并諸侯、因命曰鄭国渠」とある。なお、西門豹(生没年不詳)は戦国時代の魏文侯の時に鄴令となり、十二渠を開鑿して漳水の水を引き、耕地を灌漑した(『史記』卷二六滑稽列伝)。

(一七) 魏の文侯(在位…前四四五〜前三九六)は戦国時代の魏の国君である。文侯四四(前四〇三)年に晋から独

立して諸侯となった。翟璜・李愷・西門豹らを登用して国力を増強し、中山を滅ぼすなど領土を拡大した（『史記』卷四四魏世家）。

(一八) 魏献子については二五六頁注（一六）を参照。

(一九) 台湾本は、「伝鈔」の後に「誤」字がある。

(二〇) 底本・台湾本は「索隱正義」に作る。楊守敬集は校勘記で『史記』王翦伝の正義に応劭の説が引かれていないこと（注（一五）参照）から、「正義」を削っている。江蘇本も同様である。楊守敬集・江蘇本に従い、「正義」を削る。

(二一) 『晋志』上・馮翊郡に「潁陽、秦厲公置、在潁水之陽」とある。『通典』の記事は前注（八）参照。

(二二) 『史記』卷七三王翦伝に、「王翦者、潁陽東鄉人也」とあり、索隱に「漢書」地理志潁陽属左馮翊、応劭曰、在潁水之陽也」とある。また、前注（四）所掲『漢志』上・左馮翊の「潁陽、秦厲公置」の顔師古注に「応劭曰、在潁水之陽」とある。

(沮水は) さらに東に向かい蓮芍県故城の北を過ぎる。

楊・両『漢志』は「勺」に作る（一）。『晋志』『地形志』は「芍」に作る（二）。趙はここでは、朱に従って「芍」に作るが、『渭水注』では（朱の「芍」を）改めて「勺」に作っており（三）、（相互に）参照できていない。前漢・後

漢の県は左馮翊に所属し、魏・晋・北魏では馮翊に属した。今の渭南県の北七〇里に位置する（四）。

『十三州志』に、（蓮芍）県は草の名を県名とするという（五）。

（一）『漢志』上・左馮翊および『統漢志』一・左馮翊に蓮芍県がある。

（二）『晋志』上・雍州・馮翊郡に臨晋・下邽・重泉・頻陽・粟邑・蓮芍、郃陽・夏陽県があり、『地形志』下・雍州・馮翊郡に「蓮芍、二漢・晋属。有拋城・下封城」とある。

（三）卷一九『渭水注』下に「白渠又東、逕秦孝公陵北、又東南、逕居陵城北、蓮芍城南、又東注金氏陂、又東南注于渭」とあり、趙は「芍」を「勺」に作っている。なお、『刊誤』では何も述べていない。

（四）『校箋図釈』は、諸書の記述から蓮芍県故城の位置を現在の蒲城県荊姚鎮南、原東村附近に比定している（二一九頁）。

（五）蓮芍県については、『漢書』宣帝紀に「常困於蓮勺鹵中」とあり、如淳の注に「蓮勺県有塩池、縦広十余里、其郷人名為鹵中」とあるように、土中の塩分により塩池が生じ、当該地附近の人が塩害に苦しんでいた（『訳注 渭水篇下』四四二頁注（一五）をも参照）。「芍」は「芍薬」である。なお、『十三州志』については、五七九頁注（五七）を参照。

沮水はさらに東に向かい、光武故城の北を過ぎる。

朱は「光」の上に「漢」字がある。

全・趙・戴も同様である。

楊…『地形志』の類陽（県条）に広武城がある（一）。「広」と「光」は音が近く、まさにこの城（が光武故城）である。『洛水注』で「広里」を「光里」に作るようなもの（二）が、これ（に類する例）である。「広武」を「光武」に変えたことにより、思慮の浅い人がさらに「漢」字を加えたのであろう。今（「漢」字を）削除する。（光武故城は、今の白水県の西南に位置したのであろう（三）。

さらに東に向かつて、粟邑県故城の北を過ぎる。

楊…前漢・後漢の（粟邑）県は左馮翊に所属し、魏晋では馮翊に属し、後に廃止された（四）。『地形志』の白水（県条）に粟邑城がある（五）（粟邑県故城は、今の）白水県の北二八里にある（六）。

王莽は名を粟城に改めた（七）。後漢は騎都尉の耿夔<sup>こうき</sup>を封じてここを侯国とした（八）。

楊…『後漢書』耿弇<sup>えん</sup>伝に、和帝の永元三（九一）年に（耿夔を）封じたとある（九）。

沮水はさらに東北に流れ、洛水に注ぎこむ。

朱は「也」を「矣」に作る。

趙は黄省曾本に拠って（「也」に）改める（一〇）。

熊・沮水の downstream には二本の河道がある。石川水は渭水に入り、沮水の本流は洛水に入る。鄭渠が埋もれて廢れると、沮水は再び洛水に入ることなく、石川水と合わさって一本の河道となった。故に今はただ石川河のみ臨潼の東北で渭水に入っている。

(一) 『地形志』下・馮翊郡に「潁陽、秦置、二漢・晋属。有広武城・南鹵原・塩池」とある。

(二) 卷八『濟水注』に、「今防門北有光里、齊人言広、音与光同、即春秋所謂守之広里者也」とある。

(三) 『校箋図釈』は、光武故城の位置は現在の蒲城県党陸鎮附近ではないかとする(二六五頁)。

(四) 前漢については、『漢志』上・左馮翊に「粟邑、(王)莽曰粟城」とある。後漢については、『統漢志』一・司隸・左馮翊に「粟邑、永元九年復」とある。西晋については、六四〇頁注(二)を参照。後に廢止されたことは、『元和志』卷二白水県条に、「本漢粟邑県之地、属左馮翊。按、粟邑故城在県理西北二十八里。(中略)後魏文成帝分澄城郡、於此置白水県及白水郡、郡南臨白水、因以為名」とあり、次注に掲げる『地形志』下に「粟邑城」がみえることから、北魏の時には廢止されていたとみられる。

(五) 『地形志』下・華州・白水郡に「白水、太和二年置。有五竜山・粟邑城」とある。

(六) 『校箋図釈』は、粟邑県が漢・魏・晋の時に設置され、北魏で廢止されたとし、その位置を漢代の遺跡のある白水県堯禾鎮放馬村に比定する。また、『注』は、沮水が粟邑県故城の北を過ぎるとするが、實際の状況は同故城の南

をはるかに離れて流れることから、重泉城ともされる沮水南の蒲城県竜池鎮晋城村東に位置する戦国時代から漢代にかけての城址を、酈道元が栗邑県故城と誤認した可能性があるとする（二六五頁）。

(七) 前注(四) 所掲『漢志』上・左馮翊を参照。

(八) 耿夔は、『後漢書』卷一九耿弇伝附夔伝によれば扶風茂陵の人で、字は定公である。後漢和帝の永元年間(八九～一〇五)の初めに竇憲に従って北匈奴を討ち、騎都尉に就いた。同三年にも竇憲に従軍し、北单于庭に至って闕氏を斬り、五千余級を挙げて帰還した。その功績をもって栗邑侯に封じられたが、翌年に竇憲が誅殺されたため、耿夔も免官のうえ爵位を奪われた。その後、辺境の状況に通じていたことから、五原・遼東・雲中太守および度遼將軍を歴任した。

(九) 底本・台湾本・楊守敬集は、「安帝永初三年封」に作る。ただし、楊守敬集は校勘記で『後漢書』耿夔伝に依拠し、永元三(九一)年に耿夔を栗侯に封じていることから、「安帝永初三年」は「和帝永元三年」の誤りとする。江蘇本は「和帝永元三年」に作り、段『校記』で『後漢書』耿夔伝に依拠し、楊が「和帝」とすべきところを「安帝」に誤ったとする。ここでは「和帝永元三年封」に改める。

(一〇) 『刊誤』卷六澶水 澶水に、「其水又東北流、注于洛水矣。(中略)矣黄省曾本作也」とあり、黄本卷一六穀水は「也」に作る。台湾本は、この箇所から線を欄外に引き、「初稿小注作全・戴改同四字(初稿の小注は、全・戴も同様に改める)の四字に作る」と記入している。なお、全の五校本は「矣」に作り、七校本は「也」に作る。